

五泉市

議会だより



第27号

平成26年
4月25日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911 (内線370) FAX.0250-43-2716



第4回「新ごせん」再発見写真コンテスト 佳作『散策』佐久間利一さん（五泉市赤海）

議長室から



議長
林 茂

平成二十六年年度予算の一般会計における焦点の一つは、五泉駅周辺整備事業でした。一般質問でも五人が取り上げたこの問題は、説明どおりの効果が得られるか疑問だとして議会が見直しを求め、当局はこの指摘を考慮した設計を進めると答弁しました。

また、継続審査となっていた山王中学校吸収統合の議案は否決になりましたが、関係団体の意見聴取を通して、統合の時期と方法が問題であることが明らかになりました。大多数の総務文教常任委員も、合意形成に努め新設統合すべきという意見でした。当局には、合意形成に向けた柔軟な取り組みを、直ちに進めてもらいたいと思います。

そして定例会最終日、建設産業常任委員会が否決した下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する発議が、本会議で採決の結果、可決となりました。

当局は従来との整合性を欠き、他区域との公平性が保てないとして三月二十八日に臨時議会を招集し、この件を再議に付しました。採決の結果は否決となり、同発議は廃案になりましたが、同日、内容を変えた下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する新たな発議が提案され、これは継続審査とすることに決しました。

平成26年 第1回 3月定例会

第1回3月定例会は、3月3日から25日までを会期として開催し、各会計の平成26年度予算や平成25年度補正予算、及び条例の制定や一部改正について慎重審議の結果、次のとおり議決しました。

提出者	審議案件	審査した委員会 ※1	議決結果	概要	
市長	議第82号	五泉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	否決	平成27年度から山王中学校を愛宕中学校に統合するものです。
請願	請願第7	山王中学校の統合案に関する請願	総務文教	採択	山王中学校と愛宕中学校の統合に関しては、地域の声、意見等を考慮し、十分な検討期間を設けて慎重に対処するよう求めるものです。
市長	議第1号	専決処分の報告承認について〔平成25年度五泉市一般会計補正予算（第7号）〕		可決	除雪事業に291万8千円を追加して予備費を同額減額するものです。
	議第2号	専決処分の報告承認について〔新潟県市町村総合事務組合規約の変更について〕		可決	五泉市公平委員会に関する事務について、新潟県市町村総合事務組合で実施する共同処理事務へ加入することに伴う規約の変更です。
	議第3号	川内辺地に係る総合整備計画の変更について	総務文教	可決	新水橋改修事業を追加するものです。
	議第4号	戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について	総務文教	可決	除雪機械整備事業を追加するものです。
	議第5号	五泉市公平委員会設置条例等を廃止する等の条例の制定について	総務文教	可決	平成26年度から五泉市の公平委員会業務を新潟県市町村総合事務組合で共同処理することに伴い、関係条例の廃止2件及び一部改正5件を一括して行うものです。
	議第6号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行などに伴って派遣された職員に対する、派遣手当の支給について改正を行うものです。
	議第7号	五泉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	新潟県市町村職員共済組合の直営宿泊施設等に宿泊した場合の、宿泊料の規定について改正するものです。
	議第8号	五泉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	危険物施設の設置許可等に係る審査業務の手数料のうち、製造所等の審査手数料を改めるものです。
	議第9号	五泉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものです。
	議第10号	五泉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が平成26年4月1日から施行されることに伴い、文言の整理を行うものです。
	議第11号	五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	施設の管理を指定管理者制度に移行するため、管理の基準及び業務の範囲等について改正するものです。
	議第12号	五泉市福祉有償運送運営協議会条例の制定について	市民厚生	可決	五泉市福祉有償運送運営協議会を設置するため、現行の設置要綱を廃止して新たに条例を制定するものです。
	議第13号	五泉市工場立地法地域準則条例の制定について	建設産業	可決	市内企業の設備投資や工場立地を促進するため、公表された準則に代えて適用すべき準則を規定し、工場の敷地における緑地面積率を緩和するものです。

	編集後記	16
	当局報告・請願	15
第2回3月臨時会	14	
発議1号・2号の概要	13	
一般質問（13名）	12	
議員別議案賛否一覧表	11	
建設企業常任委員会	8	
市民厚生常任委員会	4	
総務文教常任委員会	7	
委員会審査報告	2	
議決結果・議案概要	3	
◆目次	ページ	

五泉市議会だより 第27号

提出者	審 議 案 件	審査した委員会 ※1	議決結果	概 要	
市	議第14号	五泉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	使用態様変更の届け出について新たに規定するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴って下水道使用料を改正するものです。
	議第15号	五泉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	総務文教	可決	消防組織法の一部改正に伴い、五泉市消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものです。
	議第16号	五泉市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を定めるものです。
	議第17号	五泉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	村松支所の業務を隣の公民館で行うため、五泉市村松公民館の位置を五泉市さくらんど会館内に移すものです。
	議第18号	五泉市給水条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	消費税法及び地方税法の一部改正に伴って、水道料金及び水道加入金を改正するものです。
	議第19号	市道の認定について	建設産業	可決	緑町2号線、伊勢の川7号線、赤海15号線、太田19号線、本村3号線の計5路線、合計延長315.1mを市道に認定するものです。
	議第20号	平成25年度五泉市一般会計補正予算（第8号）	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	既決予算総額に1億1,932万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を241億6,477万1千円とするものです。歳入では市税、普通交付税の追加が主なものであり、歳出では支所移転に伴う経費、プレミアム商品券発行事業補助金、五泉駅周辺整備事業の用地購入費の追加などが主なものです。
	議第21号	平成25年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）		可決	既決予算総額から1億4,282万9千円を減額し、歳入歳出予算総額を61億4,124万円とするものです。歳入では国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入金の減額が主なもので、歳出では共同事業拠出金と保健事業費の減額が主なものです。
	議第22号	平成25年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第4号）		可決	既決予算総額に7,111万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を56億8,540万3千円とするものです。歳入では保険料と支払基金交付金の追加が主なもので、歳出では保険給付費の追加が主なものです。
	議第23号	平成25年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）		可決	既決予算総額から2億6,026万7千円を減額し、歳入歳出予算総額を36億4,296万5千円とするものです。歳入では国庫支出金と市債の減額が主なもので、歳出では下水道事業費の減額が主なものです。
	議第24号	平成25年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）		可決	既決予算総額から7,622万3千円を減額し、歳入歳出予算総額を7億3,737万8千円とするものです。歳入では国庫支出金と市債の減額が主なもので、歳出では建設改良費の減額が主なものです。
	議第25号	平成25年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）		可決	既決予算総額から205万3千円を減額し、歳入歳出予算総額を4億7,879万5千円とするものです。歳入では繰入金の減額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものです。
	議第26号	平成25年度五泉市水道事業会計補正予算（第4号）		可決	収益的収支の支出予定額を246万円減額するもので、配水及び給水費の減額が主なものです。また、資本的収支の収入予定額を4,971万6千円、支出予定額を1億3,595万2千円減額するものです。収入は工事負担金の減額で、支出は建設改良費の減額です。
	議第27号	平成26年度五泉市一般会計予算	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	予算総額は235億6,300万円で、前年度当初と比較して10億1,300万円、4.5%の増加です。教育費が五泉小学校及び五泉中学校改築事業などにより19億3,845万3千円、74.4%、土木費が県工事負担金や五泉駅周辺整備事業などにより1億9,739万円、9.6%それぞれ増加しています。
	議第28号	平成26年度五泉市国民健康保険特別会計予算	市民厚生	可決	予算総額は62億1,523万2千円で、前年度当初と比較して1,001万9千円、0.2%の増加です。歳出の3分の2を占める保険給付費が5,319万9千円、1.3%増加しています。
	議第29号	平成26年度五泉市介護保険特別会計予算	市民厚生	可決	予算総額は62億1,523万2千円で、前年度当初と比較して59億3,887万5千円、8.1%の増加です。歳出の96.5%を占める保険給付費が4億3,737万6千円、8.3%増加しています。
	議第30号	平成26年度五泉市下水道事業特別会計予算	建設産業	可決	予算総額は36億8,122万2千円で、前年度当初と比較して2億1,742万4千円、5.6%の減少です。流域下水道建設負担金や下水道管渠等工事費の減額によるものです。
	議第31号	平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計予算	建設産業	可決	予算総額は10億8,622万9千円で、前年度当初と比較して3億1,182万7千円、40.3%の増加です。簡易水道統合事業に係る配水管布設等工事や新戸倉配水池の取付道路新設工事などによるものです。
	議第32号	平成26年度五泉市川東財産区一般会計予算	建設産業	可決	予算総額は394万8千円で、前年度当初と比較して18万円、4.4%の減額です。財産管理費の減額によるものです。
	議第33号	平成26年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算	市民厚生	可決	予算総額は4億7,286万7千円で、前年度当初と比較して238万3千円、0.5%の増加です。歳出の94.4%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が157万3千円、0.4%増加しています。
議第34号	平成26年度五泉市水道事業会計予算	建設産業	可決	予算総額は21億5,220万2千円で、前年度当初と比較して35万2千円、0.02%の減少です。主な事業は老朽管布設替等工事、村松第7水源さく井工事、村松第3配水池築造工事を計上しています。	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		適任と認める	平成26年6月30日付けをもって樋口俊氏の任期が満了するため、引き続き同氏を推薦するものです。	
請願	請願第1号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願	総務文教	不採択	五泉市議会から国へ「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」を提出するよう求めるものです。
議員	発議第1号	五泉市下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決 ※2	第5期事業計画区域に関して、一定の条件に該当する土地の30万円を超える部分の受益者負担金の徴収を猶予するとともに、受益者負担金の1㎡あたりの単価を300円とするものです。
		閉会中の継続調査の申し出について		可決	各常任委員会が、3月定例会終了後において所管事項調査を行うものです。

※1 総務文教：総務文教常任委員会、市民厚生：市民厚生常任委員会、建設産業：建設産業常任委員会

※2 3月28日に開催された臨時市議会において、この議案を再議に付した結果否決されたため、発議第1号は廃案になりました。

閉会中継続審査に関する

総務文教常任委員会 審査報告

【三月三日報告】

去る十二月六日の本会議において、本委員会に付託され、十二月十八日の本会議において、閉会中の継続審査に付すことを決定した事件は、

議第八十二号 五泉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 請願第七 山王中学校の統合案に関する請願

以上の二件であります。

慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、閉会中の審査経過について申し上げます。昨年十二月十八日の本会議終了後に本委員会を開催し、審査にあたり関係の小中学校PTA及び請願の提出者の代表から意見を聞きたいとの要望があり、参考人招致を行うことを決定しました。また、新潟市において中学校の統廃合が進められている事例について行政視察を行うことを決定しました。

【新潟市への行政視察】

本年一月十四日に新潟市へ行政視察を行い、新潟市における学校適正配置について、その状況を伺いました。新潟市においては、少子化による児童生徒の減少により学級の減少が顕著になっていることや、逆に宅地造成により学級数が急増し対応に苦慮する学校があること、また市町村合併により政令市となったが学校適正配置の考え方は統一されていかなかったことなどから、より良い教育環境をつくるための学校適正配置について、「新潟市立学校適正配置審議会」に諮問することにしたとのことでした。

- ◎鈴木 良民
- 猪熊 豊
- 相田 豊
- 町田 俊夫
- 塚野 弘
- 長谷川政弘
- 佐藤 浩

審議会においては、適正規模として小学校では学年二〜四学級、中学校では学年三〜六学級が適当とされ、適正配置に向けては当該地域からの意見に柔軟に対応し十分な協議を重ねることの答申がなされ、市では議会や自治協議会への報告を行ったうえで、適正配置基本方針を策定し市立小中学校の適正配置に向けて取り組んでいるとのことでした。

この適正配置基本方針に基づく最初の案件となった「二葉中学校」と「舟栄中学校」については、生徒数の減少が著しい二校について地域への説明に入り、地域検討会を設立してもらい、十分な協議を重ねて最終的には二校とも閉校して新設の新しい校名の中学校として統合し、校舎はまた新しい舟栄中学校の校舎を使用するとの決定をしたとのことでした。

これを、小学校区単位にあるコミュニティ協議会の連名による要望書として、市長、教育長に上げられて、今春、公募により選定された「新潟柳都中学校」として、開校するとの説明でありました。また、この間、教育委員会は地域検討会の事務局として運営と地域への情報提供などを行ってきたとのことでした。

説明の後、委員からも質疑をさせていただき、意見交換を行いました。

【参考人招致】

次に、一月二十九日、三十日に、七団体の代表の方を参考人招致し、意見をお聞きした上で質疑を行いました。

山王中学校PTAのお話では、

昨年四月に教育委員会から平成二十七年四月をもつて山王中学校を廃校し愛宕中学校に統合する、との具体的な話があった。総務委員会で協議するなどして意見集約して、山王中学校としては新設での統合、平成二十八年度にしてほしいという意見にまとまった。学

区調査審議会でも要望させてもらったが、考慮されず答申が出た。

PTAでは臨時総会を開き新設統合でなければ反対、年度はこだわらずという方針を決定し、それに向け署名を集めることを決定した、とのことでした。

大蒲原小学校PTAのお話では、

当初は両校閉校して新設校創設という説明会があった。その後変わって山王中学校だけが閉校という説明になった。説明会等で要望等出させてもらったが回答はなく、学区調査審議会でも要望は入っていない。答申の内容に不服で臨時総会を開き陳情することになった。さらに年明けに総会を開いて意見集約した。両中学校を廃校にしてあくまでも新設中学校でというのが、PTAの総意である、とのことでした。

十全小学校PTAのお話では、

小学校と中学校の統合が一回で済むのであれば問題ないと思っている。十全小学校が閉校するということが、子どもたちに統廃合を二度経験させたくない。中学校の統合も同時期にと提案もした。小学校の閉校については反対の声もあったが、閉校が決まってしまったので、中学校の統合については、小学校の統合と同じ年に統合してもらいたいということだけだ、とのことでした。

村松小学校PTAのお話では、

中学校への進学が両校に分かれることもあり、学校としての考えを統一することはできないということ。話し合いもあえて行っていない。今回の話し自体が山王中学校を閉校し愛宕中学校に統合という話だったので、口を出す立場ではなかったと思うし、両校の合意ができていないというように聞いていた。子どもたちには一緒に中学校へ行行って欲しいと思う、とのことでした。

愛宕小学校PTAのお話では、

PTA全体での話し合いはしていない。統合自体については、専門教諭が増える、部活が増える、切磋琢磨して成長につながるなどプラス面が多く、川内小学校、村松東小学校の合併という経験もあり、子どもたちはすぐに仲良くなれるということもあるもので、統合に反対することはないと考えている。

愛宕中学校学区の保護者は両中学校閉校というのはあまり考えていなかった方が多いと思うので、二十七年四月にということであれば、もう一度、説明が必要なので無理なのは、とのことでした。

愛宕中学校PTAのお話では、

教育委員会から川内小学校と村松東小学校が統合しそれぞれ閉校となった、十全小学校も閉校する、二度の閉校を味あわせたくないで、二十七年に統合したいという話をもらった。二十七年に統合するのであれば、愛宕中学校として残していただいてその閉校に係る経費を統合後の教育環境整備に役立ててほしいとの意見が出た。

PTAの役員と話した中では、どうしても愛宕中学校じゃなきゃだめだ、という意見は少なかったが、その場合は二十八年度以降であればということ、いきなり閉校と言われても時間的に不可能ではないか、とのことでした。

請願第七の請願者代表のお話では、

昨年五月に説明会で話を聞いたときは、山王中学校が吸収統合されるということで、出席者の意見の中には、新設統合でお願いしたいとの要望が出ていた。七月の山王中学校後援会の会議で、最近の統廃合の説明会では、両中学校が閉校し新設統合という説明になったと聞いて喜んでいました。それが九月後半になると吸収統合だという話になり、急遽、山王中学校関係者で集まり意見交換した。そこでの意見は、新設統合、校名は村松中学校、時期は二十七年でなくともいいのではということになった。学区調査審議会においてもその思いを伝えてもらったが、教育委員会の提案どおりに答申がされたことから、山王中学校のPTAが臨時総会を開き、両中学校閉校して新設の中学校、時期は柔軟に対応、そして署名活動を行うという決議があった。保護者会として請願を出すことになったので地域住

民として名前を連ねたという経過だが、請願の内容は地域の声を考慮し十分な検討期間を設け慎重にということ、一致した見解としては、吸収統合については絶対反対、新設統合でお願いしたいということ、両中学校が同規模であり過去の学校統合も新設統合でやってきた、お互いに新しい中学校をもとに作り上げていくという希望に満ちたものにしていただきたい、とのことでした。

以上のとおり、それぞれの団体を区切ってお話を聞かせてもらい、その質疑を通じて、どちらの団体も山王中学校と愛宕中学校の統合自体には反対ではないこと、山王中学校、愛宕中学校の両校のPTAにおいても、平成二十八年度であれば新設統合に異論がないということでした。

【当局への質疑】

当局への質疑では、教育委員長、教育長、学校教育課長の出席を求め、慎重に審議を行いました。主なる質疑について申し上げます。

この統廃合について、山王中学校と愛宕中学校両校の校長とPTA会長の連名による文書が八月二十八日付で保護者に出されている。決定したと思わせるように、山王中学校と愛宕中学校を統合する、名称は愛宕中学校とする。統合日は平成二十七年四月一日、校舎は愛宕中学校の校舎を使用すると書いてある。議会でまだ決定していないのにこれが出された経緯は、とたざしたところ、

八月に教育委員会での議決をいただいて、その下旬に両中学校のPTA会長などに集まってもらい、教育委員会としてこの方針で議案提案を進めていきたいとお伝えしました。翌日に、話があったことについてPTAに伝えたいので配付する文書を作ったことについて問い合わせがありました。教育委員会においての話はお伝えしたわけですのでプリントをつくっていた、聞いて構いませんと解しました。それで両中学校で相談されて出されたのがその文書だと認識しています、との答弁でありました。

さらに、教育委員会の議事録では、この問題について二回議論されている。その中でこれはどうなのかな、

と疑問を投げかけている委員もいたようだが、最後は教育委員全員が意見を同じくされたのか、とたざしたところ、

そういう認識でありました、との答弁でありました。

また、参考人のお話を聞くと「愛宕」でなければだめだ、というのは少数意見、新設統合というのが大方の意見であったが、愛宕中学校に吸収統合というのは、意見をどこで聞いてそう決めたのか、とたざしたところ、

説明会等を重ねてきた中で、当然両方の意見がありました。一年延ばしてという意見、両中学校閉校の話もありましたが、早めの統合がいいという教育委員会での判断のもと、今考えるベストの方向として二十七年四月一日に愛宕中学校の方に統合することが望ましいと判断いたしましたとの答弁でありました。

また、学校の統合問題は住民の合意形成が必須条件だが、参考人の意見を聞くこと合意形成にほど遠いと感じているが、合意形成はできたと考えているのか、とたざしたところ、

回数を重ねた説明会の中での意見、PTAとの話し合いの中でご理解をいただけたものと判断して議案を提案させていただいたとの答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

【審査結果】

討論では、吸収統合に合理的な理由がない、統合に必要な時間が十分に取れない、合意形成が不足している、などの意見があり、採決の結果、議第八十二号については全会一致で否決となったところ、

しかしながら、両校の統合の必要性を認め、一刻も早く合意形成に努めること、平成二十八年四月をもって新設統合すべきという意見が大多数でありました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

総務文教常任委員会 審査報告

◎鈴木 良民
 ○猪熊 豊
 相田 豊
 町田 俊夫
 塚野 弘
 長谷川政弘
 佐藤 浩

【三月十一日報告】

去る三月三日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第二十号

平成二十五年五泉市一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管に属する事項

以上の一件であります。

審査にあたりましては、市長を初め当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

総務課所管分の質疑の中で、支所移転作業委託料三千五百八十二万六千円に關連して、今回の公民館への移転に係る費用だけでもこれほど大きな額になっている。帰ってくるにも同様の費用が掛かるとすれば単純に倍の金額として七千万円もの金額になるが、公民館へ移転を考えると考える前に、先に近辺に施設を建てて、そこへそっくり移転することは検討されたのか、とたざしたところ、

合併時の約束事として五泉・村松の中間に庁舎をつくるということがあるため、建て替えるためにというテーマで検討は進めていまして、との答弁でありました。さらに、耐震補強してもあと何年使えるかと疑問もある。中間に新庁舎をつくるということは、時代からして無理だと思われ、必要ないと思うが、支所は今の建物を壊して新しいものにしてもらいたいと思うが、どう考えているか、とたざしたところ、

ことあるごとに会合等でご意見を聞かせてもらいましたが、大半の方が今のところで建て替えたほうが良いとの意見でした。耐震補強については、壁を内部に作らなければならず、支所の機能が失われることがあるため、難しいと考えております、との答弁でありました。

さらに、村松地域の皆さんにとっても、今の支所のところが利用度も大きく、支所としてよく機能していると思っっている。支所の前の駐車場のところが空いているので、建ててから引越せば移転費用が節約できると思うが、どう考えているか、とたざしたところ、

建て替えるとしても設計・建築で二年はかかることから、安全の面を考え、検討したところ公民館に入ることができるといふことでありしたので、まずは移動しようと考えました。いつ起きるか分からない地震等への防災について万全を期すため、移転費用は高額ではありますがご理解を賜りたいと思っております。また、公民館に移ることに決まりましたら、支所の機能のありようについて、場所や規模も含めスケジュールをお示ししてご相談させていただきたい、との答弁でした。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

【三月二十五日報告】

去る三月十一日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第三号

川内辺地に係る総合整備計画の変更について

議第四号

戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について

議第五号

五泉市公平委員会設置条例等を廃止する等の条例の制定について

議第六号

五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第七号

五泉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第八号

五泉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第九号

五泉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第十五号

五泉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議第十六号

五泉市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

議第十七号

五泉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十七号

平成二十六年五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項

請願第一

「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願

以上の十二件であります。

審査にあたりましては、現地調査を行うとともに、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申上げました委員会審査報告書、請願審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。まず、総務課・選挙管理委員会所管の質疑の中で、住居表示審議会委員報酬十五万九千円に關連して、住居表示審議会は、いつを目的にどのような形で開かれるのか、とたざしたところ、

二十六年では三回の開催を予定しています。まだ内部での決定はしていませんが、七月に第一回目、流れを見ながら第二回、第三回と開催をしていこうと思っております、との答弁でありました。

さらに、総務省へ出向いて調べることにについては、どうなっているか、とたざしたところ、

総務省へ相談に行くことについて、県を通じて総務省へ照会していますが、まだ返答がありませんので、再度、早急に行きたいということで申し入れたいと思います。第一回目の審議会までには総務省へ行つて、そのことを含めて、審議会で説明できると思えます、との答弁でありました。

さらに、町内会の名称をこれまでの番号に替えて通称名

を使うことを説明されたようだが、住居表示と誤解されている方もいる。どのような説明をしたのか、とたまたしたところ、

村松の町部の町内会名が番号になつており、番号で話しても、自分の近辺以外ほどの辺りなのか分からないというところで、今の番号から、普段言いならわしている名前に替えたいということで取り組みました。三月、四月に各町内会が総会を開くので、町内会長さんから説明をさせていただいて、町内会の総意で新しい名称にしていきたいと考えまして、二月中旬に町内会長さんから集まってもらい説明会を開きました、との答弁でした。

これに対して、各委員より、町内会名もバラバラでは統制も取れないしバランスを考えて決めていただきたい。住居表示については、住民とのギャップを埋める努力が必要だ。かつて、とん挫した経緯があり、最後の徳儀に足がなかったという思いで取り組んでほしい。住民の声に基づいてやって行って欲しい、などの要望が出されました。

次に、企画政策課所管分の質疑の中で、ファミリー住まいの応援事業千六百九十万円に関連して、対象者の要件の中で、二十六年四月一日以降に婚姻届を出された新婚さん、というような言い方をしているが、どうして婚姻届が四月一日以降でなければならないのか、とたまたしたところ

婚姻届を出すにあたり、住まいをどこにするかと考えると思います。その時に選択肢に入れていただきたいということとで考えました、との答弁でした。

これに対し、新婚というのは四月一日以降ということではないし、親元から出て住まいを求めようとする人もいるだろう、もう少し配慮すべきではないか。また、家賃補助制度の子育て世代についても、転入前に市外に一年以上いなければならぬとか、住宅手当を調べるとか、その辺が問題だ、との意見が出されました。

さらに、政策別実施計画では千六百八十万円が計上されているが、二年目も三年目も同額で、一年で制度をやめるように見えるが、一過性の事業と考えているのか、とたまたしたところ

新しい事業ということで、一年目を検証しながら事業を進めていきたいと考えております。家賃の補助期間は三年間を予定しており、次年度も継続していきたいと考えています、との答弁でした。

さらに、家賃補助は四十件分を見込んだようだが、この予算で大丈夫なのか、とたまたしたところ、

新婚世帯は四月以降の婚姻、子育て世帯は転入が条件で、対象世帯をとらえて予算計上しました、との答弁でした。

さらに、住宅取得について十件分と聞いたが、建築申請では二十三年度が新築九十五件、二十四年度が百二十七件、二十五年度が二百件と増えてきている。十件というのは見込みがあまりではないか、とたまたしたところ、

過去のデータから、平年のペースで新築は百件くらいと考えております。その中で、新婚、子育て世帯ということで、見込みが難しいですが、約一割として、市内の方が六件、市外の方を四件として予算に組みました、との答弁でした。

さらに、この施策は市外にも、大々的に宣伝していく必要があると思うが、どのように考えているのか、とたまたしたところ、

たかさんの方から知っていた、だいて検討の材料としてほしいので、周知方法については、広報、チラシ、ホームページはもちろん、金融機関や建築業者にも協力いただいて、周知には十分力を注いでいきたいと考えております、との答弁でした。

これに対して、指摘した問題点についてスタートするまでしっかりと議論をしてもらいたいとの要望が出されました。

次に、スマートインター整備推進事業五百二十二万円に関連して、

予定される単本地区が安田インターに近いし、五泉市全体の中で利用する人がどれくらいいるのか、本会議においても否定的な意見が出ていたが、今後の方針はどうなっているのか、とたまたしたところ、

インターの設置について話を進めるためには、県やネクスコとの協議が必要になります。そのための調査や資料作成が必要になりますので、位置や構造を検討して費用対効果、採算性を算定するために委託料を計上させていただきました、との答弁でした。

さらに、費用対効果が厳しければ、撤退するということがいいのか、とたまたしたところ、
費用対効果については、市の職員が計算することは非常に

に難しいので、専門業者に委託することにしました。結果が出た時点で十分検討したいと思っております、との答弁でした。

次に、教育委員会生涯学習課所管分の質疑の中で、五泉ジュニア検定事業九十六万二千円に関連して、この内容について、とたまたしたところ、

小学校の三年生から六年生を対象に実施したいと考えております。新規事業ということで、庁内の委員会等で、社会科の副読本や観光パンフレットなどから問題を作成し、受験希望者を募り、実施したいと考えています。合格者は認定証を出すという事業内容です、との答弁でした。

次に、教育委員会スポーツ推進課所管分の質疑の中で、栗島公園テニスコート整備工事一億千六百万円に関連して、テニスコートには、近所の迷惑になるから照明施設はないし、時間制限もあるとのことだが、そうなると思う人の層が限られてくる。一般の方が仕事帰りに使うには、照明がないので難しいが、年間の利用をどう考えて計画したのか、とたまたしたところ、

年間利用者の細かい数字は算定していませんが、いま三箇所のテニスコートがあり、土日も利用されている状況です。学生は夏休みなどでも利用していただくと考えています、との答弁でした。

さらに、場所を今のところ限定すると、夜間照明ができないわけだが、他の場所での建設も検討したのか、とたまたしたところ、

計画については、既存のクレイコートが古くなったこともあり、広くして四面に整備すると、総合会館の大ホールでのテニス利用と合わせて、いろんな使い方ができるのではないかと考えました、との答弁でした。

次に、請願第一「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出に関する請願、の審査においては、委員より、この法律は、国が外交を行う上で必要なものであるとして、不採択を求める意見と、戦前の、国民に知らせない、知ろうとするものを罰する、ということにつながり、一刻も早く廃止にすべきとして、採択を求める意見が出され、採決の結果、賛成、反対が同数となり、委員長の採決により、不採択と決したものです。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎牛腸 利栄
 ○佐藤 渉
 林 茂
 長谷川真介
 剣持 雄吾
 松井 聡
 安中 聡

【三月十一日報告】

去る三月三日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第二十号 平成二十五年五泉市一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管に属する事項

以上の一件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、こども課所管分の質疑の中で、ファミリースポーツセンター運営事業のうち、ファミリースポーツセンター活動協力謝金五万円に関連して、

この度の補正は、提供会員に対する謝礼の追加ということだが、この事業の活用の実態はどのようになっているのか、とたざしたところ、

平成二十六年一月現在の会員数は、二百七十八名となっており、そのうち、提供会員が四十七名、依頼会員が二百二十五名、提供と依頼の両方会員が六名となっております。

平成二十五年年度につきましては、会員数の伸びが見られず、また、制度の見直しも行ったことにより、利用時間も伸びておりますので、事業としての成果は上がっていると考えております、との答弁でした。

あわせて、病後児に対する活用の事例というのはあるのか、とたざしたところ、

実際、病氣中のお子さまを預かるということには、

なかなかいかないと考えておりますが、あくまで、提供会員と依頼会員の間の話し合いでありますので、医療機関への受診を前提として、その病状が回復に向かう場合については、お互いの間で、お子さまを預かることも可能であるというふうにご認識しております、との答弁でした。

次に、環境保全課所管分の質疑の中で、充電インフラ普及支援プロジェクト支援金四百二十万円に関連して、

電気自動車に対する充電設備については、いつから使うことができるのか。また、その使用料はどのようになるのか、とたざしたところ

当初、平成二十六年七月からの供用開始を考えておりましたが、補助金の決定が遅れていることから、入札や工事の時期も遅れております。よって、供用開始は一カ月くらいずれてくるのではないかと考えております。

また、自動車メーカー四社による支援金を、この度受けることにより、これらの充電設備には課金システム付のものを導入することになります。あわせて、同メーカー四社による協議会に加盟することにより、全国一律のサービスを受けられるということであり、との答弁でした。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

【三月二十五日報告】

去る三月十一日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第十号

五泉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議第十一号

五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第十二号

五泉市福祉有償運送運営協議会条例の制定について

議第二十七号

平成二十六年五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項

議第二十八号

平成二十六年五泉市国民健康保険特別会計予算

議第二十九号

平成二十六年五泉市介護保険特別会計予算

議第三十三号

平成二十六年五泉市後期高齢者医療特別会計予算

以上の七件であります。

審査にあたりましては、現地調査を行うとともに、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、健康福祉課所管分の質疑の中で、生活保護費扶助事業四億五千三百四十九万円、及び住宅支援給付事業百二十五万四千円に関連して、

近年、五泉市でも、生活保護を受給する世帯が増加をしているということだが、その中で、稼働年齢層は何名くらいいるのか。あわせて、その就労状況はどのようになっているのか、とたざしたところ、

稼働年齢層の中で特に疾病などがなく、就労が可能ということ而就労支援員の就労面談を行っている方

は、平成二十六年二月一日現在、二十六名であります。また、それらの中で、実際に就労をし自立をした方は、平成二十五年四月より平成二十六年一月までの間で四世帯、五名となっております、との答弁でした。

これに対し、今後、生活保護法の一部を改正する法律、及び生活困窮者自立支援法の施行が予定されている。それらについて、五泉市の対応はどのようなになっているのか、とたざしたところ、

生活保護法の関係につきましては、その内容に即して業務を行っており、五泉市独自の強化策などは、現在、行っておりません。また、生活困窮者自立支援法の関係につきましては、五泉市独自のものはございませんが、新潟県が実施主体となり、生活が困窮している方のご相談を、パーソナルサポートセンターにおいて一括で受けております。五泉市におきましても、生活保護を受給されている方に限らず、生活に困窮されている方のご相談も受けている状況であります、との答弁でした。

これに対し委員より、生活保護を受給される方は、さまざまな問題を抱えている場合がほとんどと思う。その中において、まず一つ、経済面に対する問題をクリアすることにより、次の問題を解決しながら働き、自立することができるよう、五泉市として一生懸命取り組んでいただきたい、との意見が出されました。あわせて、稼働年齢であるにも関わらず、なぜ働くことができないのか、その根源の部分を探っていくことがパーソナルサポートの業務であると思う。五泉市においても、精神保健福祉士や産業カウンセラーなどの有資格者を正規職員として雇用し、相談やサポートにあたっていただきたい、との要望が出されました。

次に、こども課所管分の質疑の中で、公立保育園民営化推進事業四十三万八千円に關連して、該当する三園（すみれ保育園、ひまわり保育園、村松第三保育園）の保護者、運営をお願いする予定の社会福祉法人、そして五泉市で構成する三者協議会を平成二十六年度に開催し、円滑にその民営化が進むよう協議を行ってまいりたいと考えております、という当局の説明を受

け、公立保育園の民営化については、過去にもそのような話があったが、実施には至らなかった。今回、この民営化に至った経過はどのようなものなのか、とたざしたところ、

公立保育園の運営費につきましては、平成十六年度より、一般財源化をされております。

五泉市におきましては、他市と比較し、公立保育園の比率が高くなっておりますので、それを受けて、平成十九年度に、まず、保育サービスに関するアンケートを行い、次に『五泉市保育園運営基本計画』の策定を行ったところであります。

平成二十年度に、この『運営基本計画』がまとまりましたが、その中で、これからの五泉市の保育園はどうあるべきかという部分に対し、公立保育園の民営化も検討していくべき、と謳われております。

それを受けて、平成二十三年度に、『五泉市公立保育園民営化基本計画』を策定し、その中で、今後民営化については、五泉市としても計画的に実施していかなければならぬ、との基本計画がまとまり、その旨の報告が市長に対してなされました。

その報告を受けた形で、平成二十四年度から二十八年までの五年間を第一次計画とし、民営化を実施すること、また、その対象となる保育園は、すみれ保育園、ひまわり保育園、村松第三保育園の合計三園とする、こと、との『五泉市公立保育園民営化実施計画』をまとめたところであります。

この度、公立保育園の民営化を進めるにあたりまして、平成二十四年度に、保護者に対するアンケート、また『基本計画』と『実施計画』の広報などを行ってまいりました。

あわせて、平成二十五年の一月と二月には、各園の保護者と地域に対する説明会を開催し、その際参加された皆さまには、アンケートなどもとらせていただきましたが、公立保育園の民営化については概ね理解ができたということで、賛成、もしくは条件付き賛成の方が六十七%、という結果がでたところであります。

平成二十五年度に入りまして、民営化に移行するまでの具体的なスケジュールを、九月に開催された全員協議会でご説明させていただき、その後、各園の保護者と地域に対する、第三回目の説明会を開催いたしました。あわせて、五泉市立保育園民営化運営法人評価

委員会におきまして、この度の民営化に対し、運営法人の募集要項と方法についてご検討いただきました。それを受けて、平成二十五年十一月五日より十二月二日まで、募集を行ったところであり、市内より一法人、市外より一法人の申請があったものであります。その後、同評価委員会におきまして、申請書の内容について検討するとともに、運営法人への視察やヒアリングを行い、平成二十六年一月十七日、市長に対し、報告書を提出いたしました。

それを受けて、市長より前述の二法人に対し、平成二十六年一月二十一日、運営法人の候補として決定した旨、通知をしたところであります。今後の日程といたしまして、平成二十六年度においては保護者、運営法人、そして五泉市で構成する三者協議会を開催し、民営化に向けて円滑な移行ができるよう、協議を行ってまいりたいと考えております、との答弁でした。

これに対し委員より、これまで当局において、さまざまな苦勞をしてきたと思うが、三園の民営化についてサービスの低下とならないよう、移行に際しては配慮をお願いしたい。

また、この度の第一次計画を受け、今後、第二次計画を実施する予定はあるのか、とたざしたところ、

今後の民営化計画につきましては、第一次計画を実施し、その検証を踏まえた上で平成二十九年からの民営化計画を策定するべき、との報告が策定委員会よりなされております。新潟県内の状況を見ますと、保育園の六割が公営、四割が民営となっておりますが、阿賀野市においては十四園全園が民営、また、村上市や五泉市においては九割以上が公営となっております。よって、今後は第一次計画を検証し、その後、第二次計画において何園を民営化するのか、具体的に決定していくことになろうと思っております、との答弁でした。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

建設産業常任委員会 審査報告

◎広野 甲 鈴木 光規 熊倉 政一
 ○平井 敏弘 阿部 周夫 伊藤 昭一

【三月十一日報告】

去る三月三日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第二十号 平成二十五年五泉市一般会計補正予算(第八号)のうち本委員会所管に属する事項

以上、一件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました、委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。
 まず、商工観光課所管分の質疑の中で、プレミアム商品券発行事業補助金、二千二百四十万円の事業内容についてただしたところ、

この事業につきましては、一億円の発行額に対して、二十パーセントのプレミアム率を設定しており、総販売額が一億二千万円ということで計画しております、との答弁でありました。

これに対して、今の説明であれば予算額は二千万円で良いはずであるが、この二百四十万の内容は何か、とただしたところ、

二百四十万円につきましては、事務費として計上させていただきますました。今までは換金するとき、参加店から三パーセントの手数料をいたしておりましたが、実行委員会からの要望と、参加店の経費負担の軽減を図ることから、より多くのお店から参加していただきたいとのことから、今回この予算を計上させていただきました、との答弁でありました。

さらに、商品券を買い取る対象の方及び限度額について、市としてはどのように考えているのか、とただしたところ、

地元での消費促進のため市民を対象とし、限度額については今後実行委員会決定されますが、現段階では前回と同様、一世帯五万円を限度額としたいと考えております、との答弁でありました。

次に、都市整備課所管分の質疑の中で、五泉駅周辺整備事業について、本会議の中でもいろいろな意見が出された。ここに福祉施設を建てる計画をやるにあたり、本会議で課長は福祉三課と相談したとの答弁であったが、それはいつの段階だったのか、とただしたところ、

庁内会議で福祉三課と相談させていただいたのは十月の段階です、との答弁でありました。

これに対して、福祉のほうでは、この件が一月二十二日に新聞掲載されるまで知らなかったと聞いている。福祉三課の課長に経緯の確認をしたとの意見が出されたため、福祉三課の課長から出席を願い、質疑を行いました。その中で、改めて今回の経緯について福祉三課に説明を求めたところ、

十月二十四日に高齢福祉課、健康福祉課、都市整備課の事務担当者で内部検討をしました。その後一月二十四日の政策会議で決定されたと聞いております、との答弁でありました。

これに対して、補正予算については一月末が締切だったはずである。そうすると、わずか一週間足らずで、総事業費十五億円の事業計画を立てたことになる。あまりにも拙速すぎるのではないか。本会議の一般質問でもいろいろな意見が出されたわけであるから、今後議会側と歩み寄りながら事業を進めていく必要があると思うが、当局はどのように考えるか、とただしたところ、

この事業につきましては、今まで言われた意見を念頭におきまして、今後の計画を練っていきたいと考えております、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

【三月二十五日報告】

去る三月十一日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

- 議第十三号 五泉市工場立地地域準則条例の制定について
 - 議第十四号 五泉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第十八号 五泉市給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第十九号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第二十七号 市道の認定について
 - 議第三十号 平成二十六年五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項
 - 議第三十一号 平成二十六年五泉市簡易水道事業特別会計予算
 - 議第三十二号 平成二十六年五泉市川東財産区一般会計予算
 - 議第三十四号 平成二十六年五泉市水道事業会計予算
- 以上、十件であります。

審査にあたりましては、現地視察を行うとともに、副市長はじめ、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました、委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。
 商工観光課所管分の質疑の中で、北五泉駅・猿和田駅植栽地整備委託料に関連して、あじさいが線路わきに植えてあるが、苗木が枯れて空地になっている部分が見受けられる。補植をする予算は入っているのか、とただしたところ、

この委託料につきましては、草取りや剪定を行うということで計上させていただきました。補植については、地域の方からも指摘をいただいておりますので、検討させて

いただきます、との答弁でありました。

次に、都市整備課の質疑の中で、五泉駅周辺整備事業について、地方都市リノベーション事業を活用した事業内容について説明を求めたところ、

まず、この事業については、地方都市で人口減少や高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下したなかで、その変化に対応した都市を再構築することを目的としております。

この事業を活用した地域活性化のまちづくりは、必須事業として五つの対象施設がありますが、今回整備する駅南の土地を勘案いたしまして、社会福祉施設が適しているかと判断いたしました。

さらにこの社会福祉施設のなかにも対象となる施設が六つありますが、この中から地域包括支援センターを選出して今回ご提案をさせていただきました、との答弁でありました。

これに対して、事業内容が福祉に関連しているため、福祉担当課に詳細を聞きたいとの意見が出されました。よって、高齢福祉課、健康福祉課、子ども課より出席を願い、質疑を行いました。

その中で、なぜこの場所に地域包括支援センターが必要なのか説明を求めたところ、

現在、保健センターに入っております地域包括支援センターは、当初から入ることを想定しておりませんでしたので、相談に關しましてプライバシーの問題、それから今おります職員につきましても、非常に狭い中で業務を行っております。

この現状を踏まえ、今後より良い場所での十分な事業展開を図りたいと考えていたところ、都市整備課から提案があり現在に至ったものでございます、との答弁でありました。

また、子育て支援センターや学童保育についてはこの必須事業に入っていないが、そういった施設が入ることは可能なのか、とたまたしたところ、

この事業については、必須事業のみに限定されるものではなく、必須事業の項目が入って、そのほかにもうひとつ入るといふことであれば可能だと考えております。必須事業がなくて、そのほかだけを入れるということについては認められないと考えております、との答弁でありました。

さらに、地域包括支援センターはどのくらいの広さが必要なのか。地域包括支援センターだけで三階建てのビルが本当に必要なのかどうか議論になっているわけであるが、

ワンフロアあればよいとのことであれば、一階建てでよいということも考えられるのではないかと、とたまたしたところ、

まずこのビルについては、ワンフロア百八十平米、約五十五坪程度の広さで三階建てを計画しております。地域包括支援センター分としては、ワンフロア必要であろうと私どもは検討しております。

そのほかとして、一階には案内所、三階には相談室が必要なのではないかということと、三階建ての提案をさせていたいただきました。三階建てのすべてを地域包括支援センターで使うという提案ではございません、との答弁でありました。

また、今回の予算には測量等委託料が含まれているが、その内容についてたまたしたところ、

委託料の二千万円につきましては、ビル関係の基本設計及び詳細設計を作るための予算として計上させていただきました、との答弁でありました。

これに対して、今回この予算を認めてしまうと設計に入ることになりかねない。議案として提出されている以上、課長にいくら変更を求めても結論が出ないのではないか、との意見が出されたため、副市長より出席を願い、質疑を行いました。

その中で、この駅南開発については、市営住宅の廃止や利用目的についてはさまざまな意見があり先に進まない。また三階建てビルについても、三階建てが本当に必要なのかという議論がされており、もっと精査していく必要がある。

よって、今後この事業に関して変更をしていくこともありえるのか、とたまたしたところ、

まず最初に、議員のみなさまにお示しをした駅南開発の計画について、私どもの説明不足により、混乱とご迷惑をおかけしていることについてお詫び申し上げます。

三階建てのビルが必要なのかとこのことでございますが、これにつきまはリノベーション事業の必須事業として、福祉施設の必要性が謳われているわけでありまして、必要最低限の施設を駅南のほうに配置をさせていたかどうかと考えております。三階建てまでは必要ないだろうというみなさまのご意見がございますので、その辺のところは十二分に考えながら設計を進めさせていただきたいと思っております、との答弁でありました。

これに対して、せっかくこの事業を進めるわけであるから、五割補助を有効に活用していただきたい。また、公営

住宅の件についても十分に検討していただきたい、との意見が出されました。

次に、発議第一号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案提出者の説明の後、これについて当局に意見を求めたところ、

このたびの改正内容は、負担金の額を一平米当たり五百三十七円から三百円に改正するものであり、市の予算に対する影響から申し上げますと、負担金総額を三億五千九百二十万円で見込んでおりましたが、一億五千八百万円程度の減収の見込みとなります。上限設定につきましては、現段階でどの程度の影響があるか試算はできておりませんが、減収幅はさらに増えるものと考えております、との答弁でありました。

その後の質疑において、議案提出者に対し、上限を三十万円とし、負担金の額を一平米当たり、三百円とした算出根拠及び減収分の財源の確保についてどのように考えているのか、とたまたしたところ、

算出根拠は、終末処理場が秋葉区にありまして、その秋葉区が今、一平米当たり三百円ということで、三百円にさせていただきます。

上限については、これも阿賀野市と秋葉区の間をとって三十万円とさせていただきます。

財源の確保については、起債を組むことを考えております、との答弁でありました。

これに対して、負担額を下げてほしいというのは理解できるが、算出根拠が中間をとりましたとのことである。また起債についても、今まで払ってきた方々もまた一緒に払っていくこととなり、さらなる負担が増えることが考えられる。

しっかりとした計画の基に当局側からの提案が望ましい、との意見が出されました。

これらの審議を踏まえ、採決の結果、発議第一号は否決されました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

議員別議案賛否一覧表【○：賛成、×：反対、—：棄権】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名 (議席番号順)																			
				安中聡	佐藤浩	長谷川政弘	伊藤昭一	松井聡	塚野弘	佐藤渉	平井敏弘	牛腸利栄	熊倉政一	広野甲	剣持雄吾	鈴木良民	町田俊夫	阿部周夫	相田豊	長谷川真介	鈴木光規	猪熊豊	林茂
12月議会から継続	議第82号	五泉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ※2	否決	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×	×	
	請願第7	山王中学校の統合案に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市	議第1号	専決処分の報告承認について〔平成25年度五泉市一般会計補正予算(第7号)〕	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第2号	専決処分の報告承認について〔新潟県市町村総合事務組合理約の変更について〕	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第3号	川内辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第4号	戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第5号	五泉市公平委員会設置条例等を廃止する等の条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第6号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第7号	五泉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第8号	五泉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	
	議第9号	五泉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第10号	五泉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第11号	五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第12号	五泉市福祉有償運送運営協議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第13号	五泉市工場立地法地域準則条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第14号	五泉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	
	議第15号	五泉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第16号	五泉市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第17号	五泉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第18号	五泉市給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	
	議第19号	市道の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	長	議第20号	平成25年度五泉市一般会計補正予算(第8号)	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	
		議第21号	平成25年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第22号	平成25年度五泉市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第23号	平成25年度五泉市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第24号	平成25年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第25号	平成25年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第26号	平成25年度五泉市水道事業会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第27号	平成26年度五泉市一般会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
		議第28号	平成26年度五泉市国民健康保険特別会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		議第29号	平成26年度五泉市介護保険特別会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
		議第30号	平成26年度五泉市下水道事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
		議第31号	平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
		議第32号	平成26年度五泉市川東財産区一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		議第33号	平成26年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
		議第34号	平成26年度五泉市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
諮問第1号		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
請願	請願第1	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願	不採択	○	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○		
議員	発議第1号	五泉市下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 ※3	×	○	○	×	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×		
		閉会中の継続調査の申し出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わりません。
 ※2 この議案は、議決に出席議員の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決で、この場合は議長も表決に加わります。
 ※3 3月28日に開催された臨時市議会において、この議案を再議に付した結果否決されたため、発議第1号は廃案になりました。

一般質問(通告順)

3月定例会では13人の議員が一般質問を行いました。通告順に従い、質問者一人につき2件まで、その要旨をお知らせします。

町田 俊夫	<ul style="list-style-type: none"> ●五泉駅南整備は騒音の線路脇に市営住宅を建設等、極めて疑問だ ●五泉村松の中間地点の新庁舎論より、村松支所の新築が賢明である
塚野 弘	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎建設事業の中止と村松支所と複合施設の早期建設を ●人口減少施策に駅南を子育て応援の五泉市の象徴として整備を
猪熊 豊	<ul style="list-style-type: none"> ●税金のムダづかいやめ、消費税増税から市民の暮らしを守ること ●すべての子供に、高校卒業まで通院・入院の医療費助成拡大を
長谷川政弘	<ul style="list-style-type: none"> ●花のまち五泉のチューリップ、牡丹の生産額減少の認識と対策は ●生涯学習センター建設の市民参加による検討、検証の進捗は
松井 聡	<ul style="list-style-type: none"> ●耳鼻咽喉科は一軒しかなく高齢者の利用には困難だ。改善を求める ●駅南整備は当初の素案から越脱している。この場所の持つ価値とは
伊藤 昭一	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな農業・農村対策は、多目的機能支払制度の有効活用で ●人口減少対策は、積極的な「未来の投資」の位置づけで
安中 聡	<ul style="list-style-type: none"> ●既に取得済みの各土地の公的利益の計画事業はどうなっているか ●日本でもその有用性が認められている教育ディベートを強化すべき
剣持 雄吾	<ul style="list-style-type: none"> ●市長の政治姿勢・五泉市の将来展望をどのように考えるか伺う ●屋根の雪おろし・事故防止の金具取付けの助成を考えたらどうか
広野 甲	<ul style="list-style-type: none"> ●支所のあり方、駅南開発、空店舗対策など、今後の街作りを問う ●高齢者の生きがいづくりに、温泉施設の無料化を提案する
相田 豊	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少対策として出生率のアップと若者の定着について ●街中再生として歴史や文化を生かした街づくりについて
佐藤 涉	<ul style="list-style-type: none"> ●健全な教育を実現するには家庭教育の充実が必要、どうすべきか ●障がい者が住みよいまちづくりについて、企業・団体への対応は
牛腸 利栄	<ul style="list-style-type: none"> ●各地で大雨による災害が発生しているが五泉市の対策を伺う
熊倉 政一	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム等への待機者解消に向けた取り組みについて ●民間学童保育の参入に対する考え方について

発議第1号及び発議第2号の概要について

下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正しようと議員から提案された発議第1号と発議第2号について、その概要と採決の結果等を時系列で整理してご紹介します。

3 月 定 例 会	3月11日	<p>発議第1号提出</p> <p>五泉市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年五泉市条例第144号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条に次のただし書を加える。 ただし、第5期事業計画区域にあっては、受益者が個人であり、かつ、居住用として使用している土地については、単位負担額を乗じて得た額の上限を30万円とし、これを超過した面積に係る負担金の徴収は猶予する。</p> <p>別表中、第5期事業計画区域（五泉北部第1処理分区の一部・五泉中部処理分区の一部・五泉南部第2処理分区の一部）の項、負担金（1㎡当たり）の欄中「537円」を「300円」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>理由 五泉地区と村松地区の不均衡を是正するとともに、同じ流域処理区域と同様な負担額とする。さらに社会的ニーズを勘案して受益者負担額に上限額を設ける。</p> <p>建設産業常任委員会に付託して休会中審査に</p>
	3月17日	建設産業常任委員会で採決の結果 否決
	3月25日	定例会本会議で採決の結果 可決
臨 時 会		臨時会本会議で再議の結果 否決 ⇒ 発議第1号廃案
	3月28日	<p>発議第2号提出</p> <p>五泉市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年五泉市条例第144号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条に次のただし書を加える。 ただし、第5期事業計画区域にあっては、受益者が個人であり、かつ、居住用として使用している土地については、単位負担額を乗じて得た額の上限を30万円とし、これを超過した面積に係る負担金の徴収は猶予する。</p> <p>附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>理由 社会的ニーズを勘案して受益者負担額に上限額を設ける。</p> <p>建設産業常任委員会に付託して閉会中継続審査に</p>

平成26年 第2回 3月臨時会

第2回臨時会が3月28日に開催され、市長から定例会最終日に可決した「発議第1号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の再議が提案され、審議の結果否決されたため、発議第1号は廃案になりました。

また、議員から「発議第2号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提案され、建設産業常任委員会に付託して継続審査とすることに決しました。

議決結果・議案概要・議員別議案賛否【○：賛成、×：反対、—：棄権】

提出者	議案番号	議案名等	議決結果	議 員 名 (議席番号順)																			
				安中 聡	佐藤 浩	長谷川政弘	伊藤 昭一	松井 聡	塚野 弘	佐藤 渉	平井 敏弘	牛腸 利栄	熊倉 政一	広野 甲	剣持 雄吾	鈴木 良民	町田 俊夫	阿部 周夫	相田 豊	長谷川真介	鈴木 光規	猪熊 豊	林 茂
市長	議案名	発議第1号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について ※1	否 決																				
	概要	第5期事業計画区域に関して、一定の条件に該当する土地の30万円を超える部分の受益者負担金の徴収を猶予するとともに、受益者負担金の1㎡あたりの単価を300円とするものです。																					
	提案理由	合併後に下水道整備を進めている第4期と第5期の区域の受益者負担金については、整合性、公平性を保つために同じ算定方法をとっており、減額改正はそぐわないものと判断します。減額改正をした場合の減収分は一般会計で負担することになり、このたびの整備区域以外の皆様にもご負担いただくことになるので再議をお願いしたい。																					
議員	議案名	五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	継続で可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2
	概要	第5期事業計画区域に関して、一定の条件に該当する土地の30万円を超える部分の受益者負担金の徴収を猶予するものです。																					

※1 この議案は、議決に出席議員の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決で、この場合は議長も表決に加わります。

※2 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わりません。

再議における賛成・反対討論

◆賛成

- 五泉市内にある旧村松地区と旧五泉地区の格差。そして同じ流域下水道内にある五泉市と新潟市秋葉区との格差。今あるこの二つの不公平を是正するためのこの発議に賛成する。
- 先日賛成多数で可決したこの発議が再議で否決されるようであれば、可決には過半数ではなく3分の2の賛成が必要だという前例を作ってしまう。一度慎重審議されて可決した議案は、再議に付されても可決すべきである。

◆反対

- 負担の公平性を確保するため、市長は再議に付した。五泉市の下水道第5期事業計画が当初の計画どおり着実に進められるよう、発議に反対する。
- 旧村松地区と旧五泉地区の受益者負担に格差があるのは、市町合併前に決着した問題である。第4期事業計画区域と第5期事業計画区域の公平性を保つために、発議に反対する。

再議とは・・・

首長と議会の意見が合わないで両者間の調整が必要となった場合、その調整を図る仕組みとして再議制度があります。

議会が可決した議案に異議がある場合、首長は地方自治法第176条第1項の規定に基づいて、議決等の日から10日以内に、もう一度審議（再議）するよう求めることができます。

再議において、条例の制定や改廃または予算に関する議案を先のとおり可決するには、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意（賛成）が必要になります。

議会を傍聴してみませんか

議会の本会議をご覧いただくことができます。傍聴を希望される方は、予め開催日をご確認のうえ、市役所5階へおいでください。

次の定例会は6月に開催します。（日程等については、市のホームページをご覧ください）

